

随意契約の状況			担当課：産業課 契約日：令和5年10月5日	
修理名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額
ひらたない温泉あわびの湯男子サウナ室修理	男子サウナ室修理	R5.10.5 ～ R5.11.30	(株)黒島建設	2,090,000 円 うち消費税 190,000 円
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>あわびの湯は、日帰り入浴のほか、ひらたない荘宿泊者も利用し24時間営業しているため、整備業務にあたっては、利用者が少ない時間帯に行なわれなければなりません。また、宿泊者は日々変動するため、ひらたない荘の営業に影響が出ないように緻密な調整が必要となり、当事業者は、あわびの湯施設に精通し、ひらたない荘と緻密な連携が図れることから選定した。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p>				